

令和 7 年 9 月 1 日開会

川越市議会第 4 回定例会議案

議 案 目 次

議案第 6 5 号	令和 6 年度川越市水道事業の利益の処分について・・・・・・・・・・	1
議案第 6 6 号	令和 6 年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	2
議案第 6 7 号	令和 6 年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議案第 6 8 号	令和 6 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 6 9 号	令和 6 年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	5
議案第 7 0 号	令和 6 年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	6
議案第 7 1 号	令和 6 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
議案第 7 2 号	令和 6 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計歳入歳出 決算認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
議案第 7 3 号	令和 6 年度川越市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議案第 7 4 号	令和 6 年度川越市水道事業会計決算認定について・・・・・・・・・・	1 0
議案第 7 5 号	令和 6 年度川越市公共下水道事業会計決算認定について・・・・・・	1 1
議案第 7 6 号	川越市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を定 めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
議案第 7 7 号	川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・	1 6
議案第 7 8 号	川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることについ て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
議案第 7 9 号	川越市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・	2 2
議案第 8 0 号	川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条 例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・	2 4
議案第 8 1 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一 部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて・	2 6
議案第 8 2 号	川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例及び川越	

	市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例 の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・	28	
議案第83号	川越市なぐわし公園整備運営事業者選定委員会条例を定めること について・・・・・・・・・・	39	
議案第84号	川越市新宿町一丁目広場条例を定めることについて・・・・・・・・	41	
議案第85号	川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する 条例を定めることについて・・・・・・・・・・	48	
議案第86号	川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使 用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつ いて・・・・・・・・・・	50	
議案第87号	ディーゼルエンジン塵芥車の取得について・・・・・・・・・・	51	
議案第88号	なぐわし公園整備事業用地の取得について・・・・・・・・・・	53	
議案第89号	令和7年度川越市一般会計補正予算（第3号）		} 別 冊
議案第90号	令和7年度川越市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）		
議案第91号	令和7年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第2号）		
議案第92号	令和7年度川越市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）		

議案第 6 5 号

令和 6 年度川越市水道事業の利益の処分について

令和 6 年度川越市水道事業の未処分利益剰余金 2, 2 7 0, 9 9 0, 6 7 7 円のうち、5 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を資本金に組み入れ、4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を減債積立金に、4 0 0, 0 0 0, 0 0 0 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てることについて、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

提 案 理 由

令和 6 年度川越市水道事業において生じた利益の処分を行うため、このように措置する必要がある。

議案第 6 6 号

令和 6 年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 7 号

令和 6 年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市国民健康
保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議
会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 8 号

令和 6 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 6 9 号

令和 6 年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市歯科診療事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 0 号

令和 6 年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市介護保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 1 号

令和 6 年度川越市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市母子父子
寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 2 号

令和 6 年度川越市川越駅東口公共地下駐車場事業特別会計歳入
歳出決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市川越駅東
口公共地下駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意
見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 3 号

令和 6 年度川越市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 6 年度川越市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 4 号

令和 6 年度川越市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度川越市水道事業会計決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 5 号

令和 6 年度川越市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 6 年度川越市公共下水道事業会計決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

議案第 7 6 号

川越市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
を定めることについて

川越市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
(川越市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川越市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「第 3 0 条第 2 項」を「第 3 4 条第 2 項」に改める。

第 2 8 条第 2 号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第 2 9 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（同条第 1 項に規定する部分休業をいう。次条及び第 3 4 条において同じ。）（以下この条において「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。

第 2 9 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改める。

第 3 1 条を削り、第 3 0 条を第 3 4 条とし、第 2 9 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第30条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第31条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第32条 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 会計年度任用職員以外の職員 77時間30分
- (2) 会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第33条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第35条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

本則に次の１条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第３５条 育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

（川越市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第２条 川越市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和３８年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１６条第２項中「（会計年度任用職員にあつては、３歳）」を削り、「養育するため１日の勤務時間の一部（」を「養育するため、１日につき」に、「の時間に限る。）を勤務しないことを」を「で勤務しないこと及び１年につき市長が定める時間（会計年度任用職員にあつては、１日の勤務時間数を考慮して市長が定める時間）を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことを」に改める。

（川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条 川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第２項中「（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下この項においてこれらを「会計年度任用職員」と総称する。）にあつては、３歳）」を削り、「養育するため１日の勤務時間の一部（２時間（会計年度任用職員」を「養育するため、１日につき２時間（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下この項においてこれらを「会計年度任用職員」と総称する。））」に、「の時間に限る。）を勤務しないことを」を「で勤務しないこと及び１年につき管理者が定める時間（会計年度任用職員にあつては、１日の勤務時間数を考慮して管理者が定める時間）を超えない範囲内で１日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことを」に改める。

附 則

１ この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 1 1 0 号）第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合に係る第 1 条の規定による改正後の川越市職員の育児休業等に関する条例第 3 2 条の規定の適用については、同条第 1 号中「7 7 時間 3 0 分」とあるのは「3 8 時間 4 5 分」と、同条第 2 号中「1 0」とあるのは「5」とする。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 77 号

川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市税条例の一部を改正する条例

川越市税条例（昭和 29 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 34 条の 6 第 1 項第 3 号中「及び第 3 号」を「から第 4 号まで」に改め、「同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同号イ中「埼玉県知事又は埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う」を「公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 6 条の認可（埼玉県知事の認可に限る。）を受けた同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、同条第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族

(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。)」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 4 条の 2 を削る。

附則第 1 6 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第 1 6 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 9 3 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 9 3 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 9 4 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 9 5 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 9 3 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第 2 条第 2 号に規定する葉たばこをいう。）

を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。）の 0. 3 5 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 3 5 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当

該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの２０本に換算する方法

- ２ 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- ３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- ４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの
 - (2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９４条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第１６条の２の次に１条を加える改正規定及び附則第４条の規定 令和８年４月１日

- (2) 第34条の6第1項第3号及び同号イの改正規定並びに附則第4条の2を削る改正規定並びに附則第3条の規定 令和9年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川越市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

- 3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の川越市税条例（以下この項及び次項において「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の6第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金（前号）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号）」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、川越市税条例第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 川越市税条例第95条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

提 案 理 由

地方税法の一部改正等に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 78 号

川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることに
ついて

川越市市民センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市市民センター条例の一部を改正する条例

川越市市民センター条例（平成 26 年条例第 2 号）の一部を次のように
改正する。

別表川越市霞ヶ関北市民センターの項中「川越市霞ヶ関北三丁目 12 番
地 4」を「川越市霞ヶ関北六丁目 30 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 11 月 25 日から施行する。

提 案 理 由

川越市霞ヶ関北市民センターの移転に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 79 号

川越市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市印鑑条例の一部を改正する条例

川越市印鑑条例（昭和 53 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同条第 3 項中「以下」を「第 13 条において」に改める。

第 13 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 14 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑の登録を受けている者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を持つもの（次項において「電子証明書記録個人番号カード保有者」という。）が、当該個人番号カードを用いる電子利用者証明（同法第 2 条第 2 項に規定する電子利用者証明をいう。）を行つて印鑑登録証明書交付申請書を市長に提出することその他規則で定める方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、この限りでない。

第14条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子証明書記録個人番号カード保有者は、規則で定めるところにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提 案 理 由

印鑑登録証明書の交付申請の方法を見直すとともに、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 80 号

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の
一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条
例の一部を改正する条例

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（
令和 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第 47 条」を「一第 48 条」に改める。

第 38 条第 2 項中「事業者が、第 34 条第 3 項」を「第 34 条第 1 項又
は第 2 項の規定による届出をした事業者が、同条第 3 項」に改める。

第 44 条中「、第 46 条及び第 47 条」を「及び第 46 条から第 48 条
まで」に改める。

第 47 条中「前条」を「前 2 条」に、「同条」を「各本条」に改め、同
条を第 48 条とし、第 46 条の次に次の 1 条を加える。

第 47 条 第 34 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をし
た者は、30 万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

被保護者等住居・生活サービス提供事業における罰則を見直すため、このように措置する必要がある。

議案第 8 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることに
ついて

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正
に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部
改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 0 年条例
第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号ア(ウ)中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 8 項」
に改める。

(川越市みよしの支援センター条例の一部改正)

第 2 条 川越市みよしの支援センター条例（昭和 5 1 年条例第 1 3 号）の
一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改める。

(川越市職業センター条例の一部改正)

第 3 条 川越市職業センター条例（昭和 5 7 年条例第 1 2 号）の一部を次
のように改正する。

第 1 条中「第 5 条第 1 4 項」を「第 5 条第 1 5 項」に改める。

(川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部改正)

第4条 川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第23項」を「第5条第24項」に改める。

（川越市児童発達支援センター条例の一部改正）

第5条 川越市児童発達支援センター条例（平成30年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第5号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改める。

（川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 8 2 号

川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例及び
川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関
する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例及び川越市地
区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例及び川越
市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例
の一部を改正する条例

(川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 条 川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（平成
1 1 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の見出しを「（建築物の高さ等の制限）」に改め、同条中「及
び」の次に「建築物の」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、同欄に日影に関する建築物の高さの制限又は建築物の各部
分の高さの制限について特に定めがある計画地区にあつては、当該計
画地区における建築物の最高の高さ又は建築物の各部分の高さは、同
欄に定めるところによらなければならない。

第 1 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区
域の計画地区にあつては、この限りでない。

別表第1に次のように加える。

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域	令和6年川越市告示第674号に定める川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------------	--

別表第2に次のように加える。

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域	産業A地区（圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区計画（以下この部において「圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画」という。）の計画図に表示する産業A地区をいう。）	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(㌠)項に掲げる建築物。ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。 (2) 法別表第2(㌠)項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) カラオケボックスその他			(1) 10,000平方メートル (2) 建築物の敷地が川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の区域及び坂戸都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区地区計画の区域と一体となった場合における敷地面積は、	建築物の外壁又はこれに代わる柱（屋根、軒、ひさし、階段、ランプウェイ、出窓、バルコニーその他これらに類する建築物の部分を含む。以下この部において同じ。）の面は、次に掲げる壁面線を超えてはならない。ただし、敷地の出入口となる部分については、この限りでない。 (1) 圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画の計画図に表示する道路境界線及び水路境界線か	(1) 建築物の最高の高さは、40メートル以下とする。 (2) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間、平均地盤面からの高さが0メートルの水平面に、圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画の区域、川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の
-----------------------------	--	--	--	--	---	--	---

		(11) 火葬・ 墓地管理 業又は冠 婚葬祭業 の用に供 する建築 物					せること のないも のとしな ければな らない。
		(12) 廃棄物 の処理及 び清掃に 関する法 律第2条 第2項に 規定する 一般廃棄 物又は同 条第4項 に規定す る産業廃 棄物（以 下この部 において 「一般廃 棄物等」 という。） の処理の 用に供す る建築物					(3) 同一の 敷地内に 2以上の 建築物が ある場合 においては、これ らの建築 物を一の 建築物と みなして、 前号の規 定を適用 する。
		(13) レディ ーミクス トコンク リートの 製造を営 む工場					(4) 階段室、 昇降機塔、 装飾塔、 物見塔、 屋窓その 他これら に類する 建築物の 屋上部分 及び棟飾、 防火壁の 屋上突出 部その他 これらに 類する屋 上突出物 （避雷針 等を除く。） は、当該 建築物の 高さに算 入する。
							(5) 前号に 規定する もの並び

						に建築物と一体となって屋上に設置する工作物及び建築設備（避雷針等を除く。）の高さは、5メートル以下とする。 (6) 前各号の規定は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業（同項第2号に規定する小売電気事業を除く。以下この部において「電気事業」という。）の用に供する施設については、適用しない。
産業B地区（圏央鶴ヶ島笠	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の			(1) 6,000平方メートル	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、1	(1) 建築物の最高の高さは、31メー

幡地区 地区計 画の計 画図に 表示す る産業 B地区 をいう。)	建築物 (1) 法別表第2(わ)項に掲げる建築物。ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。 (2) 法別表第2(ろ)項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) カラオケボックスその他これに類する建築物 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物 (5) 公衆浴場 (6) 診療所 (7) 保育所	(2) 建築物の敷地が川越都市計画圏中央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の区域及び坂戸都市計画圏中央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区地区計画の区域と一体となった場合における敷地面積は、これらの地区計画の区域内の敷地面積を含めて算定するものとする。	号壁面線及び2号壁面線を超えてはならない。ただし、敷地の出入口については、この限りでない。	トル以下とする。 (2) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間、平均地盤面からの高さが0メートルの水平面に、圏中央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区の区域を越える範囲において、3時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。 (3) 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の
--	---	---	--	--

		その他これに類する建築物				建築物とみなして、前号の規定を適用する。
		(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物				(4) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針等を除く。）は、当該建築物の高さに算入する。
		(9) 自動車教習所				(5) 前号に規定するもの並びに建築物と一体となって屋上に設置する工作物及び建築設備（避雷針等を除く。）の高さは、5メートル以下とする。
		(10) 畜舎				(6) 前各号
		(11) 火葬・墓地管理業又は冠婚葬祭業の用に供する建築物				
		(12) 一般廃棄物等の処理の用に供する建築物				
		(13) レディーマイクストコンクリートの製造を営む工場				

						の規定は、電気事業の用に供する施設については、適用しない。
産業C地区（圏央鶴ヶ島笠幡地区計画の計画図に表示する産業C地区をいう。）	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(㌦)項に掲げる建築物。ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。 (2) 法別表第2(㌧)項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) カラオケボックスその他これに類する建築			(1) 10,000平方メートル (2) 建築物の敷地が川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の区域及び坂戸都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区地区計画の区域と一体となった場合における敷地面積は、これらの地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、1号壁面線及び2号壁面線を超えてはならない。ただし、敷地の出入口については、この限りでない。	(1) 建築物の最高の高さは、31メートル以下とする。 (2) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間、平均地盤面からの高さが0メートルの水平面に、圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区の区域を越える範囲において、3時間以上日影となる部分を生じさせないものとしな

物	計画の区域内の敷地面積を含めて算定するものとする。	ければならない。
(4) 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物		(3) 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合においては、これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を適用する。
(5) 公衆浴場		(4) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針等を除く。）は、当該建築物の高さに算入する。
(6) 診療所		(5) 前号に規定するもの並びに建築物と一体となつて屋
(7) 保育所その他これに類する建築物		
(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物		
(9) 自動車教習所		
(10) 畜舎		
(11) 火葬・墓地管理業又は冠婚葬祭業の用に供する建築物		
(12) 一般廃棄物等の処理の用に供する建築物		
(13) レディーミクストコンクリートの製造を営む工場		

						上に設置する工作物及び建築設備（避雷針等を除く。）の高さは、5メートル以下とする。 (6) 前各号の規定は、電気事業の用に供する施設については、適用しない。
--	--	--	--	--	--	---

（川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部改正）

第2条 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例（平成21年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表に次のように加える。

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域	令和6年川越市告示第674号に定める川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------------------	--

第4条第1項の表に次のように加える。

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域	10分の2
-----------------------------	-------

第4条第2項中「増形地区地区整備計画区域」の次に「及び圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区計画を定めたことに鑑み、
このように措置する必要がある。

議案第 83 号

川越市なぐわし公園整備運営事業者選定委員会条例を定めることについて

川越市なぐわし公園整備運営事業者選定委員会条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市なぐわし公園整備運営事業者選定委員会条例

(設置)

第 1 条 なぐわし公園整備運営事業に係る事業者（次条において「事業者」という。）の選定を公正かつ適正に実施するため、川越市なぐわし公園整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業者の選定の基準に関すること。
- (2) 事業者の提案の審査に関すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市職員

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部公園整備課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、なぐわし公園整備運営事業に係る契約の締結の日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

川越市なぐわし公園整備運営事業者選定委員会を設置するため、このように措置する必要がある。

議案第 8 4 号

川越市新宿町一丁目広場条例を定めることについて

川越市新宿町一丁目広場条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市新宿町一丁目広場条例

(設置)

第 1 条 本市は、市民に憩いと集いの場を提供することにより、市民相互の交流及び川越駅西口周辺地域の活性化を図るとともに、災害時における当該地域に滞在する者等の避難に資するため、川越市新宿町一丁目広場（以下「広場」という。）を川越市新宿町一丁目 1 番地 1 に設置する。

(行為の禁止)

第 2 条 広場においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。ただし、次条第 1 項の許可を受けた者が第 4 号から第 6 号までに掲げる行為をしようとする場合において市長が特に認めるときその他市長が広場の管理運営上必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 火気を使用すること。
- (5) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (6) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (7) ごみその他の汚物を捨てること。
- (8) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為

- (9) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に支障を及ぼす行為
(行為の制限)

第3条 広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類するものを行うこと。
- (2) 業として写真又は映画等を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催しのため広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項の許可（以下「行為許可」という。）に係る行為が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為許可をしてはならない。

- (1) 広場の管理上支障があると認められるとき。
- (2) 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他広場の設置の目的に反すると認められるとき。

3 市長は、行為許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該行為許可に係る行為について条件を付けることができる。

(広場の利用の禁止又は制限)

第4条 市長は、広場の損傷その他の広場の利用に係る著しい障害が生じたとき、広場に関する工事のためやむを得ないと認めるときその他管理上又は公益上必要があると認めるときは、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(使用料)

第5条 行為許可を受けた者（以下「行為者」という。）は、別表に定める使用料を当該行為許可と同時に納付しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 行為者の責めに帰することができない事由により、行為許可に係る広場の利用ができないとき。
- (2) 広場の管理上特に必要があるため、市長が行為許可を取り消したとき。
- (3) 行為者が使用料の全額を納付した後、規則で定める期日までに行為許可の取消しの申出を行い、市長が当該行為許可を取り消したとき。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(行為許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、行為許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は広場の利用の中止若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した者
- (2) 第3条第3項の規定により付された条件に違反した行為者
- (3) 偽りその他の不正な手段により行為許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、行為者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- (2) その他管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(原状回復)

第9条 行為者は、行為許可に係る広場の利用が終了したときは、直ちに当該広場を原状に回復しなければならない。前条第1項又は第2項の規定により、行為者が行為許可を取り消され、又は広場を利用する者（行為者を含む。第11条において同じ。）がその利用の中止を命ぜられたときも、同様とする。

(権利譲渡等の禁止)

第 10 条 行為者は、当該行為許可に係る権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

第 11 条 広場を利用する者は、広場又は広場の施設（広場に設置された施設、設備及び物品をいう。第 15 条第 1 項において同じ。）を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを修理し、若しくは原状に回復し、又は市長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第 12 条 市長は、広場の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、広場の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 広場の利用に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第 2 条から第 4 条まで、第 6 条第 2 号及び第 3 号並びに第 8 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の手續)

第 13 条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもので適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な広場の利用を確保することができること。

- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に広場の運営を行うことができること。
- (3) 広場の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(管理の基準等)

第14条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に広場の運営を行うこと。
- (2) 広場の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 市長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準を遵守する上で必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理の適正を期するために必要な事項

(指定管理者による施設の現状変更等)

第15条 指定管理者は、広場の施設の改修又は増設その他の市長が別に定める広場の現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定め

て指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった広場を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 12 条から第 16 条までの規定は、公布の日から施行する。

別表（第 5 条関係）

区 分	単 位	使用料
行商、募金その他これらに類する行為	1 平方メートルにつき 1 時間	2 5 円
業として行う写真の撮影	1 時間	7 5 円
業として行う映画等の撮影	1 時間	3 , 0 0 0 円
興行	1 平方メートルにつき 1 時間	4 円
競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 時間	2 円

備考

- 1 利用する面積が 1 平方メートル未満である場合又は当該面積に 1 平方メートル未満の端数がある場合は、その満たない面積又はその端数は、1 平方メートルとして計算する。
- 2 利用時間について 1 時間に満たない部分がある場合は、1 時間の利用があったものとして使用料を算出する。

提 案 理 由

川越市新宿町一丁目広場を設置するため、このように措置する必要がある。

議案第 8 5 号

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正
する条例を定めることについて

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例
を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する
条例

(川越市公民館設置条例の一部改正)

第 1 条 川越市公民館設置条例（昭和 3 0 年条例第 2 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 条第 1 項の表川越市霞ヶ関北公民館の項中「川越市的場北一丁目
1 8 番地 6」を「川越市霞ヶ関北六丁目 3 0 番地 2」に改める。

(川越市公民館使用条例の一部改正)

第 2 条 川越市公民館使用条例（昭和 3 9 年条例第 5 4 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 1 霞ヶ関北公民館の項を次のように改める。

霞ヶ 関北 公民 館	講座室 1 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
	講座室 2 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
	講座室 3 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0

	講座室 4号	1, 300	1, 050	1, 050	1, 050
	和室	800	650	650	650
	音楽室	1, 200	1, 000	1, 000	1, 000
	実習室	1, 300	1, 050	1, 050	1, 050

附 則

この条例は、令和7年11月25日から施行する。

提 案 理 由

川越市霞ヶ関北公民館の移転に伴い、このように措置する必要がある。

議案第 8 6 号

川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成 6 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 1 0 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

第 1 3 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提 案 理 由

公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、このように措置する必要がある。

議案第 87 号

ディーゼルエンジン塵芥車の取得について

次のとおりディーゼルエンジン塵芥車を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

- | | | | |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 取得する財産 | ディーゼルエンジン塵芥車 | 3 台 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 | |
| 3 | 取得の金額 | 31,515,000 円 | |
| 4 | 契約の相手方 | 川越市南台一丁目 4 番地 3
関東いすゞ自動車株式会社川越支店
支店長 中 野 広 伸 | |

提 案 理 由

ディーゼルエンジン塵芥車を取得するため、このように措置する必要がある。

入 札 結 果 表

- 1 件 名 ディーゼルエンジン塵芥車 3 台の購入
- 2 納 入 場 所 環境部収集管理課
- 3 入 札 日 時 令和 7 年 6 月 13 日午後 1 時 40 分
- 4 入 札 場 所 川越市役所 3A 会議室
- 5 納 入 期 限 令和 8 年 11 月 30 日

No.	業 者 名	入札額（単位円）			
		第 1 回目	第 2 回目	第 3 回目	摘 要
1	関東いすゞ自動車株式会社川越支店	28,650,000			落札
2	極東開発工業株式会社埼玉営業所	29,400,000			
付記	契約の金額 31,515,000円（消費税及び地方消費税を含む。） 2業者による一般競争入札の結果落札				

議案第 8 8 号

なぐわし公園整備事業用地の取得について

次のとおり用地を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

川越市長 森 田 初 恵

1 土 地 の 表 示

所 在 地 番	地 目	地 積 (㎡)
川越市大字鯨井字境堀 9 4 1 番 2	田	2 3 2 . 1 4
〃 〃 〃 9 4 1 番 4	〃	2 2 . 8 5
〃 〃 〃 9 4 2 番 1	〃	9 1 . 3 8
〃 〃 〃 9 4 2 番 2	〃	1 5 2 . 3 8
〃 〃 字烏田 1 1 3 1 番 3	雑 種 地	1 9 4 . 3 3
〃 〃 〃 1 2 0 6 番 1	田	8 7 6 . 7 7
〃 〃 〃 1 2 0 6 番 2	〃	0 . 4 4
〃 〃 〃 1 2 0 7 番 1	〃	6 8 5 . 2 4
〃 〃 〃 1 2 0 7 番 2	〃	9 8 . 5 0
〃 〃 〃 1 2 0 7 番 3	〃	7 7 . 4 0
〃 〃 〃 1 2 0 7 番 6	〃	5 . 9 7
〃 〃 〃 1 2 0 8 番 1	〃	2 4 5 . 9 9
〃 〃 〃 1 2 0 8 番 3	〃	3 4 6 . 1 2
〃 〃 〃 1 2 1 9 番 1	〃	7 2 3 . 9 2
〃 〃 〃 1 2 1 9 番 2	〃	0 . 3 8

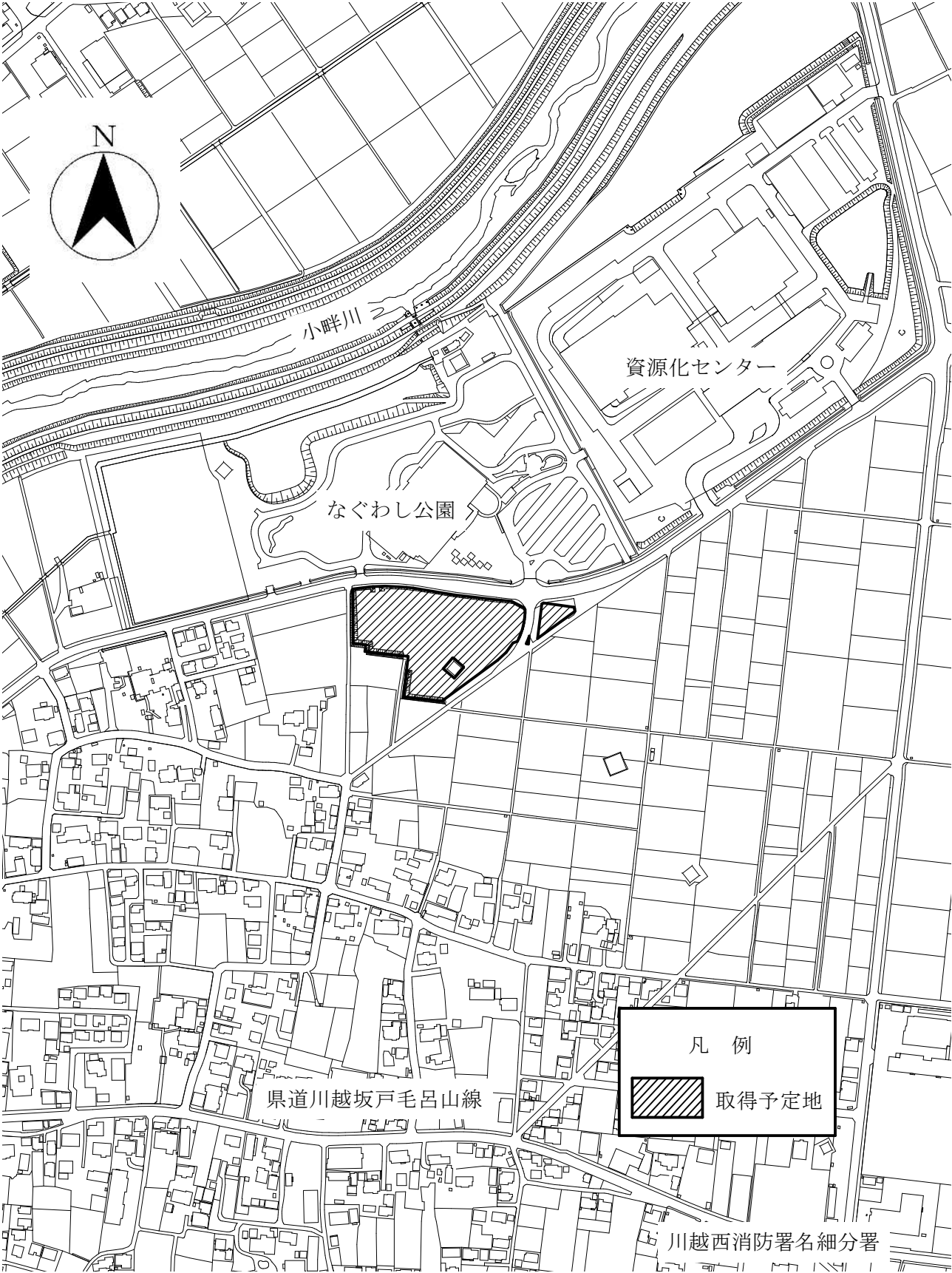
川越市大字鯨井字烏田 1 2 1 9 番 3	雑種地	1 9 5 . 2 2
〃 〃 〃 1 2 1 9 番 4	〃	5 3 . 5 4
〃 〃 〃 1 2 2 0 番	田	9 9 9 . 1 5
〃 〃 〃 1 2 2 1 番	〃	9 9 6 . 4 7
〃 〃 〃 1 2 2 2 番 1	〃	7 7 8 . 1 7
〃 〃 〃 1 2 2 2 番 4	〃	3 2 . 4 8
〃 〃 〃 1 2 2 6 番 1	〃	7 5 8 . 0 2
〃 〃 〃 1 2 3 6 番 1	〃	1 6 6 . 4 5
〃 〃 〃 1 2 3 7 番 1	〃	6 9 9 . 1 9
〃 〃 〃 1 2 3 8 番 1	畑	1 , 0 3 6 . 2 6
〃 〃 〃 1 2 3 9 番 1	田	2 3 2 . 8 3
〃 〃 〃 1 2 4 0 番 1	〃	1 4 4 . 0 0
〃 〃 〃 1 2 4 0 番 5	雑種地	1 2 4 . 6 2
〃 〃 〃 1 2 4 1 番 2	田	0 . 6 4
〃 〃 〃 1 2 4 1 番 3	雑種地	5 3 . 4 9
合 計	3 0 筆	1 0 , 0 2 4 . 3 4

- 2 取得の目的 なぐわし公園整備事業用地
- 3 取得予定価格 5 9 4 , 3 3 3 , 0 9 4 円
- 4 契約の相手方 川越市土地開発公社

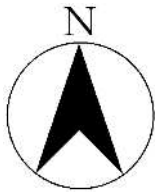
提 案 理 由

なぐわし公園整備事業用地を取得するため、このように措置する必要がある。

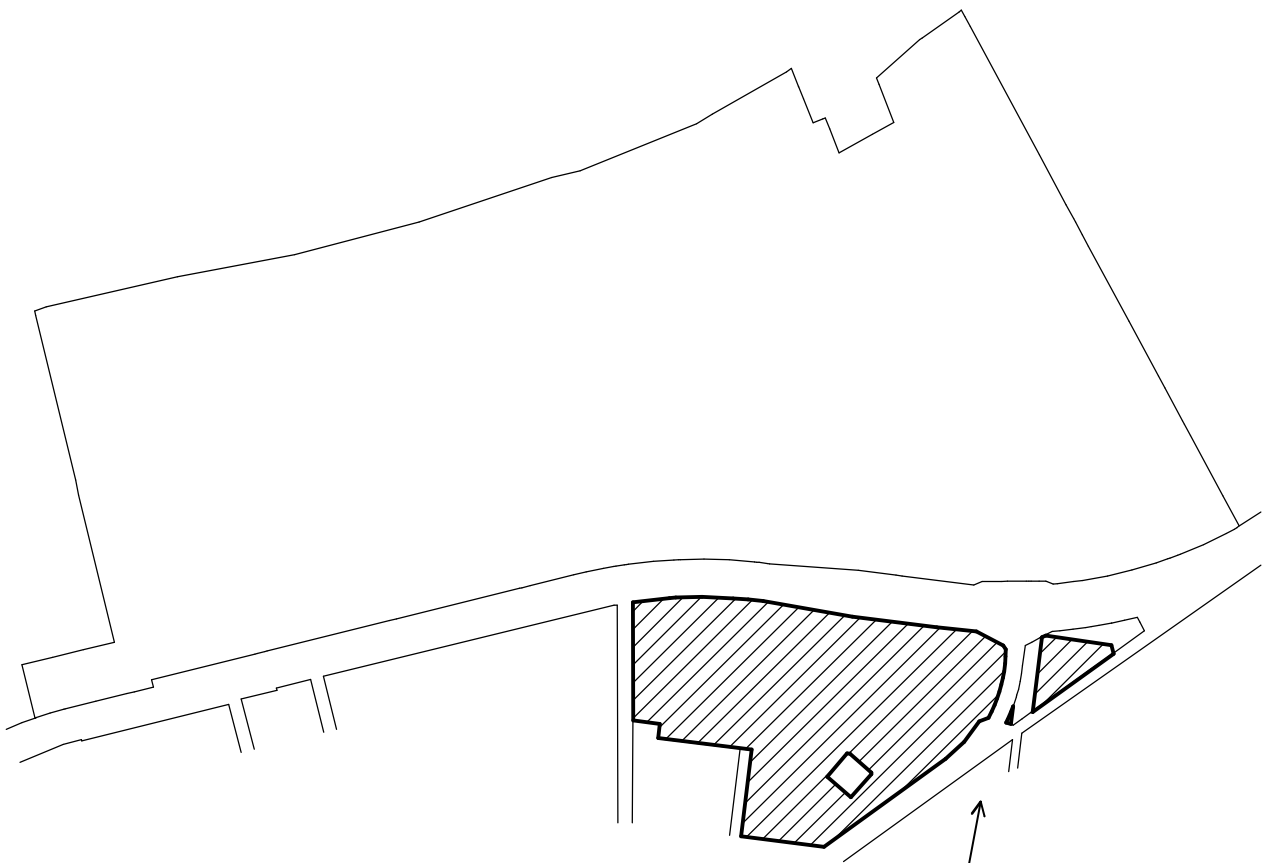
案 内 図



なぐわし公園整備事業用地略図



S = 1 : 3,000



川越市大字鯨井字境掘 9 4 1 番 2 ほか 2 9 筆
10,024.34 m²